

第24期第29回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和4年12月9日(金)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、尾崎賀一、  
加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、瀧島規秀、田中大代、西貝孝之、  
半田保之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計15名
- 4 欠席委員 相原和彦 1名
- 5 議 案
  - (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定  
について (第1・2号)
  - (2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている  
旨の証明について (第3～8号)
  - (3) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について  
(第9号)
- 6 報 告
  - (1) 令和4年度東京都指導農業士の認定について
  - (2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
  - (3) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号  
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。第24期第29回練馬区農業委員会総会を開催いたします。なお、半田保之委員はオンラインでの出席になります。よろしくお願いいたします。

事 務 局 ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は相原和彦委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、宮本兼一委員と本橋朋和委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和4年10月25日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

**【申請者、土地所有者、申請地の所在等について説明】**

引き続き、ご説明いたします。別冊資料のインデックス3をお開きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合の流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その後担当委員による現地確認調査を行いました。現在は、総会での判断の部分となります。続きまして、インデックス3の4ページをお願いします。今回の申請者はその他の一般法人となりますので、記載の認定要件のすべてを満たす必要があります。議案の4ページ

にお戻りください。4ページから8ページまでが事業計画の認定申請書となっております。1 賃借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所は記載のとおりです。2 賃借権等の設定を受ける都市農地の始期は記載のとおりです。5ページをお願いします。3 都市農地における耕作の事業の内容は、イとしましては、菌床きのこを区内スーパーおよび庭先にて販売する。ロの(1)としましては、菌床きのこを栽培し、収穫体験を実施する。ハの(3)としましては、菌床キノコの空調栽培ハウスを整備し狭小な農地で効率的かつ高収益な農業経営を目指すといったことが記載されています。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。6ページをお願いします。4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。年間従事日数は現状0日、賃借権等の設定後は300日です。II 選択項目です。申請者はア及びウ以外の法人ですので、記載が必要な項目は5-1、5-2、6、7及び8となります。5-2の(1) 作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、畑でシイタケ800㎡、キクラゲ200㎡、ナメコ37.71㎡、合わせまして1037.71㎡を作付けするとのことです。7ページをお願いします。(2)大農機具の導入はございません。(3)農作業に従事する者は、常時雇用2人増員予定で、臨時雇用労働力10人増員予定です。住所地、拠点となる場所等から土地までの平均距離または時間は車で10分です。6 周辺地域との関係です。周辺は宅地化されており、周辺の農地への農業上の利用による影響はありません。また、農薬の使用については、地域の防除基準に従いますとのことです。7 地域との役割分担の状況は、農地を適正に管理するとともに、地域農業者と連携を図ることで、良好な都市農地の保全に取り組みますとのことです。8ページをお願いいたします。8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況及び従

事計画は記載のとおりです。9ページから12ページは農地使用賃借契約書です。お目通しください。13ページは、借受地における営農計画です。現在の営農状況としましては、キノコ栽培や観光農園の情報収集や販売方法と計画を行っている。代表取締役は区内農業者の専従者として5年間営農、販売を行っている。労働力は本人、将来的に正社員2名とパートアルバイトを雇用予定。また、代表取締役は認定農業者です。借受地の計画です。借受人においてハウスおよび栽培に必要な付帯設備を整備し菌床キノコを栽培する。また、収穫体験やスーパーへの出荷についても行うとのことです。事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、宮本兼一委員お願いします。

宮本兼一委員 11月25日、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
こちらの畑は、元々は南側の道路に至るまで一団のブルーベリー畑でしたが、現在は区画整理が行われています。側溝が入っており、あとはアスファルト舗装をするだけの状況です。土地利用の予定ですが、東側の土地にハウスを3棟、西側の土地にハウスを1棟建てて、キノコ栽培をしていく予定とのことです。ハウスの下にコンクリートを敷きたいという要望があり、こちらについては別途申請し、許可を得たうえで作業をしていくとのことです。道路は今年度中に完成し、ハウス自体の着工については、コンクリートの固まりやすい秋頃にしたいとのことです。当日は、貸主の方に立ち合っていたき、1割以上の農作業をするということに了承しておりました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和4年11月2日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

**【申請者、土地所有者、申請地の所在等について説明】**

引き続き、ご説明をいたします。別冊資料のインデックス3をお開きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合の流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その後担当委員による現地確認調査を行いました。現在は、総会での判断の部分となります。続きまして、インデックス3の4ページをお願いします。今回の申請者は常時従事する個人ですので、認定要件のうち①都市農業機能発揮要件、②地域との調和要件、③全部効率利用要件の3つを満たす必要があります。議案の16ページをお願いします。16ページから22ページが事業計画の認定申請書です。

1 賃借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所は記載のとおりです。2 賃借権等の設定を受ける都市農地の始期は記載のとおりです。17ページをお願いします。3 都市農地における耕作の事業の内容は、イとしましては、露地野菜を栽培し、庭先等で販売を行う。ロの(1)としましては、1区画30㎡を38区画作り、農業体験

農園を運営する。利用者が野菜作りを楽しめるように、種、肥料、資材等を用意し、講習会を開き野菜の栽培方法を説明する。年間20種類以上の野菜を栽培し、収穫して持ち帰られるようにする。また、体験農園以外の圃場の一部で、障害者にも野菜の収穫体験等の作業を行ってもらう。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。18ページをお願いします。

4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況です。年間従事日数は現状200日、賃借権等の設定後も200日です。

II 選択項目です。申請者はイの常時従事すると認められる個人に該当することから、記載が必要な項目は5-1、5-2及び6となります。

5-1 申請者が現に所有権ならびに使用および収益を目的とする権利を有している農地の利用状況です。自作地が合わせて6,509㎡、借入地が畑2,933㎡となっております。

5-2 申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況です。

(1) 作付作物、作物別の作付面積です。米1,668㎡、多品目野菜が体験農園で5,861㎡、直売で1,913㎡、あわせまして、9,442㎡です。19ページをお願いします。

(2) 大農機具はトラクター1台です。

(3) 農作業に従事する者です。申請者本人の農作業経験は35年です。申請者本人以外の常時労働力は2人、農作業経験は64年と14年です。住所地、拠点となる場所等から土地までの平均距離または時間は徒歩1分です。

6 周辺地域との関係です。6mの道路に囲まれている農地のため、周辺の農地への影響は、ほとんどないと考えられるとのことです。23ページから24ページまでが、農地の賃貸借契約書です。お目通しください。25ページは、賃借地における営農計画です。賃借人の営農状況は記載の通りでございます。賃借地の計画についてです。お目通しください。資料の14ページへお戻りください。事務局からは以上です。

西貝孝之会長

それでは、増田義二委員をお願いします。

増田義二委員 11月24日、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(4)の畑には、西側半分に25区画の体験農園があり、東側半分に、NPO法人に作付け等を手伝ってもらった畑と収穫体験農園があり、現在は練馬大根が作付けされていました。また、(5)の畑には、13区画の体験農園がありました。販売は、NPO法人に作付け等を手伝ってもらった畑の収穫物は、NPO法人に買い取ってもらうとのことです。境界も確認しました。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年11月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、尾崎賀一委員をお願いします。

尾崎賀一委員 11月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

当日は、申請者本人ではなく、申請者の息子さん夫婦にお会いして現地確認をしました。申請者は最近体調が悪く、入院をしていると

のことで、息子さん夫婦が畑の管理をしています。息子さんはお勤めされていますが、土日がお休みで、職場も近いということで、朝仕事に行く前に管理しているとのこと。畑には、ハウスが3棟建っており、うち1棟にコマツナやホウレンソウ、シュンギク等の葉物野菜、1棟にナス等の果菜類が作付けされており、もう1棟は収穫したサツマイモを保管している状態でした。その他露地の部分では、ダイコンやネギ、ハクサイ等冬野菜が作付けされていました。自宅との間の部分には、ハヤトウリやヘチマの棚がありました。その他、ミカンやカキ等も植わっていました。販売は、庭先販売と市場に出しているとのこと。境界もすべて確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年11月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、尾崎賀一委員をお願いします。



尾崎賀一委員

11月21日、事務局2名と現地調査に行ってきました。

当日は、申請者と申請者の娘さんに立ち会っていただきました。

申請者が高齢のため、最近娘さんと、造園業をしている息子さんと一緒に畑の管理をしているとのこと。

(1)の畑には、ブルーベリーやミカン等が点在して植わっており、その間にダイコンやコマツナ、シュンギク等の冬野菜が作付けされていました。また、南側の住宅との境のところに、ウメやユズ、ナツミカン等が植わっていました。(2)の畑には、南側にブルーベリーの棚があり、その他にナスやサトイモ、ナガイモ、北側に切花が植わっていました。販売は、近隣配布と自家消費とのこと。境界も確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第5号および第6号は同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号および第6号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括してご説明します。

議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年11月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

続いて、32ページをお願いします。

議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年11月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、瀧島規秀委員をお願いします。

瀧島規秀委員 11月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑は、東側にウメやモモ、サクラ等、南側にカボチャ等が植わっていました。西側にブドウ棚があり、ブドウが4種類、竜宝、藤稔、高尾、紅伊豆を栽培しているとのこと。南側の一部は日が当たらないため、ミョウガやフキを作付けしているとのこと。販売は、全量を宅急便で配送しているとのこと。境界も確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに34ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

っている旨の証明について」です。令和4年11月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 11月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)と(2)の畑には、鉢植えや地植えの植木が植えられていました。また、植木の枝等をチップにして発酵させ、堆肥を作っていました。販売は、庭先販売と堆肥は農家への直売とのことでした。

境界も確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに36ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年11月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 11月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1) から (4) の畑には、ハクサイやニンジン、ダイコン等の露地野菜が作付けされていきました。(5) の畑には、ハウスが 1 棟あり、その中でダイコンが作付けされていきました。(6) の畑にもハウスが一棟あり、その中でダイコンとホウレンソウ作付けされていきました。また、キャベツとブロッコリーの露地野菜が作付けされていきました。販売は、スーパーと J A 直売所とのことです。境界も確認しました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに38ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号「生産緑地の買取申出に係る農表の主たる従事者の証明について」です。令和4年11月17日に標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者等について説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、本橋朋和委員お願いします。

本橋朋和委員 11月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑の北側には、ミカンやイチジクが植わっていました。南側にはブロッコリーが作付けされ、更にその南側にはブドウの棚があり、西側にはニンジンやダイコン、ハクサイが作付けされていました。  
東側にカキやユズ、ソヨゴが植わっていました。南側の中央と西側の道路沿いには、ブルーベリーが栽培されており、こちらは摘み取りで販売しているとのこと。道路側のブルーベリーの南側にはイチジクやミカン、ブロッコリーが作付けされていました。北西側に農具庫があり、その中のロッカーで野菜を直売しているとのこと。境界もすべて確認しました。証明対象者が生前農業に従事していたことは申請者への聞き取りにより確認しております。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに40ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「令和4年度東京都指導農業士の認定について」です。令和4年度東京都農業指導農業士の認定について、東京都産業労働局農林水産部長から通知がありましたので、報告するものです。本件は、10月の総会で東京都への推薦を決定したもので、その認定の通知があったものでございます。

【指導農業士に認定された方、通知文書について説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに、42ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は4件です。

**【物件地番・地積、所有者等について説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに50ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。

令和4年11月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

**【届出件数、面積等について説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくをお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事 務 局 特にありません。

西 貝 孝 之 会 長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第29回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人